



福島医発第 33 号 (総)

平成 23 年 4 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえた
セーフティネット保証(5号)の対象業種の拡大について

標記の件について、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

福島医発第 2272 号(総) (平成 23 年 2 月 17 日付)「緊急保証等の中小企業資金繰り対策について」にてご案内しております、セーフティネット保証(5号)について、中小企業庁は、当初昨年 7 月～9 月期の業種毎売り上げデータを基に 48 業種で実施する予定でした。

しかし、この度の東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえ、中小企業庁は、景気対応緊急保証制度が終了する、平成 23 年 4 月より、セーフティネット保証(5号)については、緊急避難的に、平成 23 年度上半期において、「医療業」だけでなく、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健衛生」等を含む原則全業種である 82 業種で、同制度を運用することとなりました。

つきましては、経済産業省より別紙のとおり報道発表がございましたので、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、当該資料は、中小企業庁のホームページよりご覧いただけます。

記

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/110323Extend-SN-5gou.htm>

小郡三井医師会より

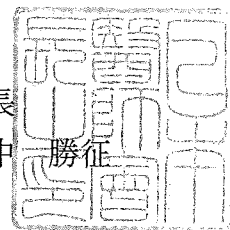
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

日医発第 1189 号（年税 61）

平成 23 年 3 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原中 勝征



東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえた
セーフティネット保証（5 号）の対象業種の拡大について

中小企業庁は、本年 4 月より、セーフティネット保証（5 号）制度は、当初は昨年 7～9 月期の業種毎の売上等のデータを基に 48 業種で実施する予定でした（平成 23 年 2 月 8 日付都道府県医師会長宛通知文「緊急保証等の中小企業資金繰り対策について」（日医発第 1012 号）にてご案内しております）。

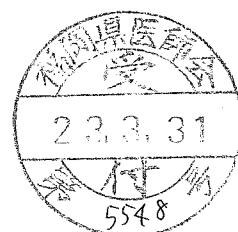
しかし、今般、東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえ、中小企業庁は、景気対応緊急保証制度が終了する本年 4 月から、セーフティネット保証（5 号）については、緊急避難的に、平成 23 年度上半期において、「医療業」だけでなく、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「保健衛生」等を含む原則全業種である 82 業種で同制度を運用することとなりました。

つきましては、経済産業省より、別添の通り、報道発表がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、当該資料は、中小企業庁のホームページ（トップページ > 金融サポート > セーフティネット保証（5 号）の対象業種の拡大について（平成 23 年 3 月 23 日）、<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/110323Extend-SN-5gou.htm>）より、ご覧いただけます。

〔別添資料〕

- セーフティネット保証（5 号）の対象業種の拡大について
(平成 23 年 3 月 23 日 中小企業庁)
- 別紙 1：セーフティネット保証の指定業種について
(平成 23 年 3 月 23 日 中小企業庁)
- 別紙 2：セーフティネット保証の（5 号）の概要
(平成 23 年 3 月 23 日 中小企業庁)



平成23年3月23日

セーフティネット保証（5号）の対象業種の拡大について

中小企業庁

中小企業庁は、東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえ、平成23年度上半期のセーフティネット保証（5号）の対象業種を原則全業種（82業種）にして実施することとします。

1. 本年4月からのセーフティネット保証（5号）制度は、当初は昨年7～9月期の業種毎の売上等のデータを基に48業種で実施する予定（本年1月28日付けプレスリリース資料参照。）でした。
2. しかしながら、今般、未曾有の震災が発生し、計画停電も含めマクロ経済への影響が懸念される一方、業種判断のためのデータを取り直すことも困難となっています。
3. こうした状況を踏まえ、景気対応緊急保証制度が終了する本年4月から、セーフティネット保証（5号）については、緊急避難的に、平成23年度上半期において、原則全業種である82業種で同制度を運用することとします。（対象業種及び制度概要については、それぞれ別紙1及び別紙2参照。）

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 金融課長 濱野

担当者：大貫、田中

電話：03-3501-1511（内線5271～5）

03-3501-2876（直通）

セーフティネット保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

指定期間：平成23年4月1日～平成23年9月30日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）

53	56	織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
54	57	飲食料品小売業
55	58	自動車・自転車小売業
56	59	家具・じゅう器・機械器具小売業
57	60	その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
58	67	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
59	68	不動産取引業
60	69	不動産賃貸業・管理業
61	70	一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
62	71	遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。）
63	72	宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。）
64	73	医療業
65	74	保健衛生
66	75	社会保険・社会福祉・介護事業
67	76	学校教育
68	77	その他の教育、学習支援業
69	78	郵便局（郵便局受託業に限る。）
70	79	協同組合（他に分類されないもの）
71	80	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。）
72	81	学術・開発研究機関
73	82	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。）
74	83	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）

セーフティネット保証（5号）の概要

(1) 保証割合 : 100%保証

(2) 保証限度額: 一般保証とは別枠で利用可能。無担保8千万円、最大で2億8千万円。(8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応)

(3) 対象者 : 特に業況の悪い業種(平成23年度上半期は82業種)に属し、かつ、売上高が一定程度以上減少していること(前年同期比5%以上減少等)などについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

<業種基準>

平成23年度上半期において82業種(原則全業種)を対象。

※ 平成23年度下半期については、平成23年4～6月の業況データを基に、業種を見直す予定。

<企業基準>

(売上高等に係る基準)

① 最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

※ 平成23年度上半期の売上高等に係る基準については、上記①の基準か、又は以下の②の基準のいずれかを満たすことが要件。

② 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。